

平成28年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

---

開 会 平成28年11月30日

閉 会 平成28年12月 2日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（11月30日）

---

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 主 査	坂 本 ゆ かり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 坂 本 豊 君

7 番 木 村 修 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第64号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

議案第65号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

議案第67号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第68号 蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について

議案第69号 蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定について

議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第71号 蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償の支給条例の一部を改正する条例案

議案第72号 蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例の制定について

議案第73号 青森県市町村総合事務組合理約の変更について

議案第74号 青森県東津軽郡視聴覚教育協議会の廃止について

午前9時45分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成28年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番坂本 豊君、7番木村 修君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月2日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月2日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、11月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成28年9月定例会後の主なる行事並びに会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

9月11日、蓬田村民祭を挙行いたしました。ふるさと総合センターでございます。

9月14日、蓬田村敬老会を農業者トレーニングセンターにおいて挙行いたしました。

9月16日金曜日、外ヶ浜地区山岳遭難協議会の総会が、外ヶ浜警察署で開催され、これに出席をいたしました。

9月の20日火曜日から9月の29日木曜日まで、青森県町村長等行政視察研修がありまして、北欧デンマークほか2カ国を視察してまいりました。

10月3日月曜日、青森地域広域事務組合議会が消防本部で開催され、これに出席をいたしました。

10月4日、東青地域地域づくり懇談会、これは国土交通省の出先機関が主催したものでございますけれども、これが青森市で開催され、出席をいたしました。

10月5日水曜日、青森地域広域事務組合消防実科査察、これは実際に消防が、広域消防の消防団が訓練をしている内容を見るということでございます。これが県消防学校で行われまして、出席をいたしました。

10月8日土曜日、蓬田小学校学習発表会がありましたので、これに出席をしております。

10月11日火曜日、国民健康保険市町村連絡会議がございまして、青森市において開催されましたので、出席をいたしました。

10月13日から14日にかけて、全国過疎問題シンポジウムが開催されまして、これが奈良県橿原市において開催されました。私は、分科会が4つございましたけれども、奈良県の川上村の分科会に参加をいたしました。ここで川上村長並びに川上村の議会議員の皆さんと交流をしてまいりました。その中で、川上村議会の議員の皆様方が、もし来年研修旅行ということであれば、蓬田村に立ち寄るかもしれませんので、何とぞよろしくお願ひしますという依頼を受けました。

10月16日日曜日、蓬中祭が蓬田中学校で開催され、これに出席をいたしました。

10月20日木曜日、東北国道協議会総決起集会在盛岡市でありまして、日帰りでこれに参加しております。

10月26日水曜日、東北農政局との意見交換会が青森でありまして、これに参加しております。

11月10日東津軽郡老人福祉大会が今別町で開催されましたので、これに出席をいたしました。

11月14日月曜日から18日金曜日まで、全国町村長大会が東京都であり、これに参加しております。

11月21日月曜日、東北農政局の事業説明会が青森市でございましたので、これに出席をしております。

11月22日火曜日、蓬田村行政懇談会がふるさと総合センターで開催をいたしました。

それから、11月25日金曜日、蓬田村社会福祉大会が同じくふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席をいたしました。同日、航空防除協議会が外ヶ浜町でございましたので、これに出席をしております。

以上、主なるものについて、ご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

---

#### 日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案17件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） 平成28年蓬田村議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案17件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第64号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案、議案第65号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第66号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の3件につきましては、議員、特別職及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案67号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、平成28年10月11日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給

与月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものであります。

議案第68号、蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について、議案第69号、蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定について、議案第70号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第71号、蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案、議案第72号、蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例の制定について、以上の5件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の制定及び改正が必要となり提案するものであります。

議案第73号、青森県市町村総合事務組規約の変更については、平成29年4月1日から共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、青森県市町村総合事務組規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第74号、青森県東津軽郡視聴覚教育協議会の廃止については、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村において設置する青森県東津軽郡視聴覚教育協議会を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により提案するものであります。

議案第75号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1,420万円、国庫支出金2,070万1,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費4,052万8,000円、農林水産業費260万9,000円などを増額し、議会費397万6,000円などを減額しております。このほかの科目におきましても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,066万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ23億622万円となるわけであります。

議案第76号、平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入の主なるものとして、繰入金93万3,000円などを増額し、歳出として、総務費94万8,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに94万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ

2,242万7,000円となるわけであります。

議案第77号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして、繰入金990万4,000円などを増額し、療養給付費等交付金854万2,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、保険給付費250万円などを増額し、総務費9万6,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに261万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億4,279万1,000円となるわけであります。

議案第78号、平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として繰入金7,000円を増額し、歳出として総務費7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億189万1,000円となるわけであります。

議案第79号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして、保険料453万2,000円、支払基金交付金704万6,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、保険給付費2,080万円などを増額し、地域支援事業費14万3,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,111万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,029万6,000円となるわけであります。

議案第80号、平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入の主なるものとして、後期高齢者医療保険料141万2,000円などを増額し、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金146万1,000円を増額し、総務費9,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに145万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,591万7,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、

ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

---

日程第6 議案第64号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第64号蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第64号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、村議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

第1条の3段目ではありますが、第7条第2項ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。これは12月期末手当を0.05月というふうなことであります。これについては附則の2にありますとおり、附則の2の最後ではありますが、平成28年12月1日から適用するというようなこととなります。

次に、上に戻りまして、第2条蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部の中で、3段目、7条第2項ただし書中「100分の142.5」を「100分の145」、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。これはそれぞれ6月、12月手当を0.05月ふやすというふうなこととなります。これについては附則の1にありますとおり、第2条の規定については、平成29年4月1日から施行するというふうなことになります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 総務課長の説明の中では、簡単に言えば我々議員の中間、期末、この手当が少し上がるかなという気持ちでおりますけれども、なぜ私たちの期末やそういう手当を上げるのか。この提案理由の中には、支給割合を改めるということだけで、



何のために私たちのそういうのが今改正されるのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 職員等の給与手当等について、県の人事院勧告があったことから、同じく0.05月、及び給与関係については改正するというふうに鑑み、議員及び特別職及び教育長の給与もあわせて0.05月を一律上げるというふうなことで提案したいというふうなことから考えております。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ございませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 職員の皆さんにおいては、県の人事院というところの勧告によってのこのたびの改正案でございます。しかしながら、これは総務課のほうでの私たちに對する配慮かもわかりません。しかしながら、我々議員だからといって、自分たちのそういうのは誰でも上げてもらえればうれしいかもしれませんが、そこはそことして私は議員もみんなで上げるべきではない。職員に関しては勧告どおり通告を受けたとしても、議員はやはり抑えていくべきだと、そう考えておりますので、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7 議案第65号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第7、議案第65号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第65号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、蓬田村特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

1条の2段下になります。3条第2項ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。これは12月手当を0.05月上げるといようなことであります。これについては附則の2の下段にあります、平成28年12月1日から適用するとなります。

次に、戻りまして、第2条の1段下であります、第3条第2項ただし書中「100分の142.5」を「100分の145」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。これは6月手当を0.05月、12月手当も0.025月を上げるといものであります。これについては附則の1にあります、平成29年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第8、議案第66号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第66号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものがあります。

次のページをお開きいただきます。

第1条の2つ下になりますが、第3条第2項ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。これは12月手当を0.05月上げるというふうなことであります。これについては、附則の2の下段であります。平成28年12月1日から適用するとなります。

次に、戻りまして、第2条の関係であります。3段目、第3条第2項ただし書中「100分の142.5」を「100分の145」に、「100分の162.5」を「100分の160」に改める。これは6月手当を0.025月及び12月手当についても0.025月上げるというふうなことであります。これについては、附則の1、平成29年4月1日から施行するというふうなことになります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 久慈村長は、村長になってから教育長の給与等に対して、以前、条例改正をして引き下げました。このたび引き上げることなのですから、それだと引き下げてもまた引き上げる、何か矛盾していると思いますので、この議案に対しては反対いたします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第67号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第67号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第67号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、平成28年10月11日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額等を改正するため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

まず、第1条であります、5段目であります。12月に支給する場合において100分の80を加えるということであります。次に、歳入の関係であります、6月手当を100分の35、12月手当については100分の40を加えるというふうなことになります。

その下、別表第1から別表3については、行政職給料表、(一)から医療職まで、これについては初任給で1,500円ほど上がってございます。若年層においては1,500円程度であります、4級、5級上のほうに行きますと、約、大体400円ぐらい。トータルいたしますと、給料の平均で大体0.15%になりますので、五百二、三十円ぐらいのアップかなというふうになってございます。それぞれ(二)医療職等についても大体同じような感じになってございます。

次に、給料表等を見まして、後ろから3ページ目であります。ここの扶養手当の関係であります、第2条の3、扶養手当の月額というふうな欄にあります。これについて、配偶者及び父母等の手当を6,500円、その下、扶養親族とある、この手当、これを1万円とするというふうな改正になってございます。その一番下、この表のこのページの一番下であります、18条の3第2項の関係であります、ここについて「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の80」を「100分の77.5」に改める。同再任用の関係についても「、6月に支給する場合においては100分の35、12月において支給する場合については100分の40」を「100分の37.5」に改めるというふうなことになってございます。

1条関係、先ほど1ページでお話ししました勤勉手当の部分と給与に関する部分については、この表の附則の2であります、第1条の規定であります、平成28年4月1日から適用するというようなことになります。

その前のページの2条の1、3については、次のページ、附則の4にあります、平

成29年4月1日から平成30年3月31日まで暫定であります。平成29年にされる部分について、扶養手当については、配偶者で1万円、子で8,000円、父母等で6,500円というふうなことになります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今説明していただきましたけれども、私たち、この説明の文章を読んでみても、幾らから幾らになったのかというのがびんと来ないんですよ。今までじゃあ幾らだというあれが、子供に対して、また配偶者に対して、父母に対してとかの、そういう手当が幾らから幾らになったのか、全然見当が付きませんので、何かその辺の数字を置きながら説明していただければ、非常にわかりやすく、審議の参考になると思いますので、その辺をお願いしたいと。お願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 扶養手当の関係であります。現行で配偶者1万3,000円、子が6,500円、父母等が6,500円。細かく言いますが、配偶者がいない場合の1人分の子供については1万1,000円、同じく父母等については1万1,000円。これが今現行の28年度であります。これが先、30年、最終の30年を申しますけれども、配偶者が1万3,000円から6,500円半減されます。子の手当については1万円、最終的に1万円になるということです。父母の手当については、変わらず6,500円。配偶者がいない場合の1人目の子については1万円、これが1,000円減になって1万円。父母等については半減されて6,500円。これが最終の30年であります。その前年ということは、来年度については上からまた申しますけれども、29年度、4月1日については、配偶者が1万円、子が8,000円、父母等が6,500円。配偶者がいない場合の1人目については1万円、子が1万円です。同じく父母等が9,000円というふうに段階的に30年までで改正されるというふうなことであります。よろしいでしょうか。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。これより、議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第10 議案第68号 蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第10、議案第68号蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。これより内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議案第68号、蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について。

蓬田村農業委員会委員等の定数に関する条例を次のように定める。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村農業委員会等の定数に関する条例の制定が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きください。

まず、趣旨であります。第1条、この条例は、蓬田村農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、蓬田村農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

農業委員の定数。第2条、農業委員の定数は、10人とする。

推進委員の定数。第3条、推進委員の定数は、8人とする。

委任。第4条、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。これにつきましては、平成28年4月1日より施行されている改正農業委員会法では、農業委員の選出方法が公選法から議会の同意を要件とする村長の任命制に変更になったことと、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が新設されることによる条例の制定であります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） このことについては、先回説明を受けたわけでありましてけれども、きょうは本会議でありますので、改めてお伺いいたします。今回改正によって新たに、農地利用最適化推進委員ということが新たに変わったわけでありましてけれども、この農地利用最適化推進委員の業務というか仕事はどういうことをするのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時26分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 農地利用最適化推進委員につきましては、耕作放棄地の発生防止及び解消のため、各地域において現場活動を行うために設けるものであります。各推進委員は担当地区を決めまして、農地の状況を確認し、農業委員にその状況を助言することとなっております。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この農業委員の条例制定について、今の67号から72号まで、これに関連して、まず反対ということで表明しておきます。

まず、農業委員会制度を今の自民党の安倍政権が変えるということは、農業の弱体化を招くということで反対するわけです。今の日本の農業がこれほど衰退し、後継者が育たない、価格が保障されない、こういう状況をつくってきたのも、今の自民党政権です。私はこの目的というのは、今戦後七十数年たちましたけれども、農地改革によって小作農民が地主から土地を持てるようになった、これが今までの日本の農業をささえてきたわけです。自民党が考えているのは、戦前の地主制度、そういうものにまた復活させると、こういう狙いがあるわけですが、今は地主制度というよりも、企業が農地を所有することによって農民を農村から追い出すということにつながる。その布石の一環としてこの農業委員会が邪魔になってきたわけです。

また、安倍政権は最近、農協解体も盛んにやっております。この農協の解体も、本来の目的であれば、農家をよくするなどと言っておりますけれども、実際は農協が持っている資産、貯金とか、そういうものがたくさんあるわけです。この膨大な資産を狙っている。株式会社にするということはそういうことです。大手の大きな資本が農協の株を所有することで、農家から集めている資産を手にすることができる。これはアメリカの要求なのです。

ですから、この今の農業委員会は、この条例というのは改悪ということで、私は絶対反対いたします。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第69号 蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第11、議案第69号蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定についてを議題といたします。これより内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議案第69号、蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定について。

蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例を次のように定める。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村農業委員会委員選考委員会設置に関する条例の制定が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きください。

趣旨。第1条、この条例は、蓬田村農業委員会委員となるべき候補者（以下「候補者」という。）を選考するための蓬田村農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

定数。第2条、選考委員会の委員（「以下「選考委員」という。」）の定数は、6人とする。

任期。第3条、選考委員会の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2、選考委員は、正当な事由があるときは、選考委員会の同意を得てこれを辞任することができる。

委任。第4条、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

以上であります。



○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 先ほど反対討論いたしました。つけ加えることがあるので、もう一度言いますけれども、この農業委員を選ぶというのは、今までは選挙であったわけですね。ですから、誰でも立候補、農家であれば、条件を満たせば立候補できました。今度からは、基本的には市町村長が推薦する、自分の好きな人をまず推薦して農業委員にするということになるわけで、民主主義の観点から言っても、非常に問題があるわけですね。市町村長ににらまれていたり、疎まれている、気に食わない人は農業委員になることはできないということになるわけです。つまり、村長の意向を賛成する人だけが農業委員になるということにつながるわけです。

ですから、先ほど言ったように、政府は自治体に揺さぶりをかけて、農地法を改悪することもできるし、企業に農地を売り渡すことも可能になってくるということにつながるわけです。このことを1点つけ加えて、反対討論といたします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第70号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第70号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これより内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議案第70号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改

正するものとする。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きください。

中段、第1条中「及び農業委員会委員」を「、農業委員会委員及び農地利用最適化推  
進委員」に改める。

附則第2項中「農業委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加える。

別表第1及び別表第2の職名の欄中「蓬田村空家等対策推進協議会委員」の次に「蓬  
田村農業委員会委員選考委員会委員」を加える。

新旧対象表をごらんください。これは第1条から表までの間につきましては、報酬、  
費用弁償を支給しない特別職の非常勤の者に農地利用最適化推進委員を追加し、下の表  
ですけれども、農業委員会選考委員を別表第1と別表第2の表に追加して、報酬、費用  
弁償の額を定めるものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長からご説明ありましたが、提案理由といたしまして、法律の  
一部改正に伴いというふうになっておりますけれども、これは国からいつまで地方自治等  
においては施行するようにとか、何かそういう旨のことがあって今回こういう改正案を  
持ったのか、ご説明をお願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 法律につきましては、平成28年4月1日から施行されて  
おります。これ以降の改正されます農業委員、蓬田村では平成29年の7月19日に農業委  
員が任期満了となりますけれども、その7月19日以降の農業委員及び農地利用最適化推  
進委員を選考するために今回提案しております。まず、農業委員につきましては、議会  
の承認が必要となりますので、3月なり6月なりで承認していただくというスケジュール  
で今回の条例制定を行っております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 農業委員会に関しては、今、先ほどから木村議員も質問しまし  
たけれども、名前が改正されたり、そういう意味ではわかりませんが、別表のほうを見れば、

給食センター運営委員会とか、そちらのほうも何か費用弁償のそういうのが載っている  
ので、農業委員会ばかりではなく、便乗してこういうのも載せたのかなと、私はそう思  
っているのですけれども、これは別々に審議され、議会にかけることはできなかったの  
か。その辺、誰か説明していただけますか。

○議長（藤田修一君） 今、久慈省悟君の質疑がありましたけれども、ちょっと質問の趣  
旨がわかりかねるわけですけれども、私が理解できないこと、答弁する人はもっと困っ  
ていると思いますけれども、そこら辺、もう一度。（「わかります」の声あり）わかる。  
（「意味はわかります」の声あり）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時40分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 議員おっしゃっているのは、貸借対照表の表の関係だと  
思いますが、これにつきましては、右と左に表が載ってしまして、従来、改正前の第1  
表で説明いたしますと、もともとあった別表が、学校給食センターとかいろいろ委員が  
載っている表があります。もともとある表に。それに今回追加すると、この棒線の部分  
の農業委員会選考委員を追加するというものでありまして、ほかの委員については改正  
するというものではありません。この線が引かれている委員を追加するという趣旨で、  
よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第71号 蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償の支給  
条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第13、議案第71号蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償の支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これより内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(中川 悟君) 議案第71号、蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村農業委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きください。

3行目です。題名中「蓬田村農業委員会委員」の次に「等」を加える。

第1条中「いう。）」の次に「、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。）」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。(3)推進委員1万4,000円。

第3条第1項中「委員」の次に「、推進委員」を加える。

これは、農業委員会条例の委員の分に農地用最適化委員の月額報酬を1万4,000円と定めるものであります。条例の中に農地最適化推進委員を追加し、その報酬1万4,000円を定めるというものであります。

以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。これより、議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第72号 蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を  
廃止する条例の制定について

○議長(藤田修一君) 日程第14、議案第72号蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。これより内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(中川 悟君) 議案第72号、蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例の制定について。

蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例を次のように定める。

提案理由。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するため提案するものであります。

次のページをお開きください。

蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和29年蓬田村条例第38号)は廃止する。

これは、先ほど条例を制定したので、選挙による部分が不要となったため廃止するものであります。

以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第73号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（藤田修一君） 日程第15、議案第73号青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。これより内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第73号、青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしまして、平成29年4月1日から共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページをお開きいただきます。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第10号の項中「三沢市」を「三沢市、むつ市」に改める。

この規約は、29年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第74号 青森県東津軽郡視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第74号青森県東津軽郡視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。これより内容の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 議案第74号、青森県東津軽郡視聴覚教育協議会の廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成29年3月31日をもって、青森県東津軽郡視聴覚教育協議会を廃止することについて議会の同意を求めます。

提案理由といたしまして、これまでの協議会の成り立ちを若干説明したいと思います。東津軽郡視聴覚教育協議会は、視聴覚教材の充実により社会教育の振興を図り、もって住民の文化生活の水準を高めることを目的としまして、16ミリ映画や映写機など高額な機材を共同購入して利用するために、昭和46年4月に東津軽郡、当時6町村が費用を負担し合って設立されました。以降、視聴覚教材等の充実を図りながら運営してきましたが、最近は見覚ましい技術革新により、安価なDVDやブルーレイディスクなどが主流となっており、16ミリフィルムの視聴覚教材としての役割がほとんどありません。

そのような状況もありましたので、今までどおり視聴覚教材と機器の活用によって地域の教育振興を図るという当初の大きな目的は達成されております。今後もこの協議会を存続するために各町村負担金を拠出しながら維持していくという必然性が失われてきている。

このことから、今回の議会において、平内町、外ヶ浜町、今別町及び蓬田村、4町村において、地方自治法第252条の6の規定により廃止したいということで、議会の同意を求めるものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時56分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員